

内部統制にかかわる取組み

当会は、適切な内部統制を構築することが経営の最重要課題であると認識し、業務の適正性を確保するための態勢の整備にかかる基本方針を以下のとおり定め、内部統制の適切な構築、運用に取り組んでいます。

内部統制基本方針

① 目的

この基本方針は、当会が農業者の協同組織を基盤とした金融機関としての基本的使命と社会的責任を果たしていくため、経営管理態勢の構築を経営の最重要課題として位置付け、企業倫理および法令等の遵守、適切なリスク管理、その他業務執行の適正性の確保を目的として定めます。

② 法令等遵守態勢

役職員の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための統制として、次の事項に取り組むこととします。

- ① 法令等の遵守による経営の健全性を確保するため、コンプライアンス・マニュアル等を定め、役職員が法令等を厳格に遵守し、誠実かつ公正に業務を運営することの重要性を周知徹底します。
- ② 理事の法令等遵守状況については、他の理事および監事による監督を受けるほか、重要事項の決定に当たっては、当該事項の主管部署において事前に確認を行います。
- ③ コンプライアンスに関して、職員が外部に相談・情報提供できる内部通報制度を設けます。
- ④ コンプライアンス・プログラムを年度ごとに策定し、コンプライアンスにかかる態勢強化への取り組み・教育研修活動等を計画的に実施します。
- ⑤ マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与対策について、「マネー・ロンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、適切な業務運営を行います。
- ⑥ 財務報告にかかる規程等を定め、財務報告の信頼性・適正性を確保するための態勢を整備します。

- ⑦ お客さま本位の業務運営の徹底のため、基本方針を制定するとともに、役職員へ研修等を通じて、お客さま本位の金融サービスを提供する態勢を整備します。

③ 理事の職務の執行にかかる情報管理態勢

理事の職務の執行にかかる情報を適切に保存・管理するための統制として、次の事項に取り組むこととします。

- ① 理事会等の重要な会議の議事録、稟議書等職務の執行にかかる重要な文書等は、保存期間および管理基準を定めて適切に管理します。
- ② サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施します。
- ③ 各業務の担当部署は、理事または監事の求めに応じて職務の執行にかかる情報を閲覧に供します。

④ リスク管理態勢

損失の危機の管理に関する規程等の態勢を確保するための統制として、次の事項に取り組むこととします。

- ① 経営の健全性や安全性を維持すると同時に安定的な収益構造を確立するため、適切なリスク管理の実施を重要な経営課題ととらえ、経営として認識するリスクの種類・定義、リスク管理の組織体制と仕組み等を定めたリスク管理の基本方針を制定します。
- ② 管理すべきリスクを信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクとし、各リスクの特性を踏まえたリスク管理の方針およびプロセスを定めて管理します。
- ③ 前記②の管理を適切に実行するため、リスク

管理にかかる意思決定機関、担当部署を設置し、それぞれの役割・責任を明確に定義して実施体制を整備します。

- ④ 主要なリスクについて、リスク量を計量し、それらを合算した総リスク量が自己資本額の範囲内に収まるよう統合的リスク管理を実践するとともに、リスク管理の一層の高度化に取り組みます。
- ⑤ 農協法で規定される経営の健全性確保のための基準を遵守するため、法令で定められた要件に基づく規制資本管理を実施します。
- ⑥ 大規模な災害による被災等に際し、業務の維持を図るために必要な態勢を確保します。

⑤ 理事の職務の効率性を確保する態勢

理事の職務が効率的に行われることを確保するための統制として、次の事項に取り組むこととします。

- ① 事業計画を設定し、その進捗状況を定期的に評価します。
- ② 理事会の意思決定を効率的に行うため、理事等により構成される会議を設置し、一定の事項にかかる執行の決定等を行うほか、常例または随時の経営課題等の協議会を設置し、理事会の決議事項にかかる原案の検討等を付託します。
- ③ 役職員の職務の執行を効率的に行うため、組織体制の整備を行い、機構・職制・業務分掌等を明確に定めます。

⑥ 当会および子会社の業務の適正性を確保する態勢

当会および子会社における業務の適正性を確保するための統制として、次の事項に取り組むこととします。

- ① 当会における業務の適正性を確保するため、子会社を管理する規程を定めます。
- ② 円滑なグループ運営を図るため、当会と子会社の間において協議または報告すべき事項を定め、子会社の経営・業務の執行状況等を把握し、適宜、指導・助言・管理・承認等を行います。

⑦ 内部監査態勢

経営の健全性確保・効率性向上に向けた内部監査態勢を確保するための統制として、次の事項に取り組むこととします。

- ① 当会の適正な業務運営の執行に資するため、業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、業務運営全般にわたる内部監査が実効的に行われることを確保するための態勢を整備します。
- ② 内部監査は、当会の全業務を対象とし、理事会が承認する内部監査実施計画に基づき実施します。
- ③ 内部監査終了後、内部監査結果を理事会に報告するほか、内部監査実施状況を経営管理委員会に報告します。
- ④ 内部監査部門は、監事と定期的および必要に応じて意見・情報交換を行い、連携を強化します。

⑧ 監事へのサポート態勢

監事の職務を補助する職員を確保するとともに、当該職員の理事からの独立性を確保するための統制として、次の事項に取り組むこととします。

- ① 監事の職務執行を補助するため、独立した機構として監事室を設置します。
- ② 監事室には、監事会運営に関する事務および監事の指示する事項にかかる業務に従事するため、専任職員を配置します。
- ③ 監事室に配属する職員は、監事の指揮命令に従い業務を遂行します。
- ④ 監事室に配属する職員の業績評価、人事異動、その他人事に関する事項の決定について、あらかじめ監事の意見を聴取し、当該意見を尊重します。

⑨ 監事への報告態勢

監事への報告に関する態勢を確保するための統制として、次の事項に取り組むこととします。

- ① 理事は、当会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監事に報告します。
- ② 各業務の主管部署は、コンプライアンスの観点から重要な事実を把握した場合、監事にその旨を報告します。
- ③ 内部監査部門は、内部監査結果を監事に報告し、定期的に意見交換を行います。
- ④ 主要な稟議書など業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供します。

⑩ 監事に報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための態勢

適正な目的により監事へ報告を行った当会の役職員および子会社の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保することとし、その旨を周知徹底します。

⑪ 監事の職務執行について生ずる費用に係る方針

監事はその職務執行について生ずる費用等を支出するために、適切な予算枠を設けるとともに、監事が請求する費用について、監事の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用をすべて負担するものとします。

⑫ 監事監査の実効性を確保する態勢

監事監査の重要性・有用性を十分認識し、監事監査の実効性を確保するための統制として、次の事項に取り組むこととします。

- ① 監事は、理事会および経営管理委員会に出席するほか、重要な会議に出席し、意見を述べるができるものとします。
- ② 代表理事は、監事と定期的に意見交換を行います。
- ③ 理事および職員は、監事からの調査またはヒアリング依頼に対して協力するほか、監事監査規程等に定めのある事項を尊重し、監事監査の円滑な運営に協力します。

業務の適正を確保するための運用状況

当会は、「内部統制基本方針」に基づき、法令等遵守、リスク管理、内部監査の各管理態勢について、経営企画会議、統合リスク・財務統括委員会等の会議体において、適切な内部統制の構築・運用に努めており、その運用状況は以下のとおりです。

① 法令等遵守態勢

コンプライアンス・マニュアル等を定めるとともに、コンプライアンス・プログラムの策定や役職員に対するコンプライアンス研修を行い、コンプライアンス態勢の強化に取り組んでいます。また、マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応については、反社会的勢力等への対応規程を定め、反社会的勢力等の排除にかかわる体制を整備し、その運用状況等について、定期的に理事会等に報告を実施しています。

財務報告の信頼性・適正性の確保については、財務報告にかかる規程等を定めるとともに、その態勢について理事会で確認・協議を行っています。また、お客さま本位の業務運営の徹底のため、基本方針を明確に示し、役職員に周知を行っています。

② 理事の職務の執行にかかる情報管理態勢

理事会等の重要な会議の運営規程を定め、その規程に基づき、議事録の作成保管に対する体制を整備するとともに、文書管理規程をはじめとする諸規程を制定し、役職員への周知、情報管理を確実なものとしています。また、システム障害時における緊急対応計画やシステム障害時における緊急対応手続規程等を定め、サイバーセキュリティ対策にかかる体制を整備しています。

③ リスク管理態勢

リスク管理の基本方針を定め、業務運営にかかわる様々なリスクを把握し、経営企画会議、統合リスク・財務統括委員会、理事会に定期的にリスク管理状況の付議を行っています。また、ＪＡバンク業務継続における信連代行手続規程を定め、災害等が発生した場合でも、県下ＪＡの利用者に基本的なサービスを提供することとしています。

④ 理事の職務の効率性を確保する態勢

中期計画等の進捗状況を理事会等へ定期的に報

告しています。また、重要案件等に対する理事の迅速な経営判断ができるよう、理事により構成される協議会を週1回程度の頻度で開催しています。

⑤ 当会および子会社の業務の適正性を確保する態勢

各業務にかかる諸規程を適時適切に見直し、業務フロー等の管理体制の改善を行い、効率的な業務運営ができるよう努めています。また、子会社管理業務規程等を設定し、子会社における業務管理態勢やリスクの把握に努めることとしています。

⑥ 内部監査態勢

内部監査業務規程を設定し、当会の全業務にわたる管理、運営の制度および業務の遂行状況を内部統制の適切性の観点から検討・評価しており、その結果については理事長、監事および理事会に報告しています。

⑦ 監事へのサポート態勢

監事の職務執行を補助するため、独立した機構として監事室を設置し、専任職員を配置しています。

また、監事室に配属する職員の業績評価、人事異動等については、あらかじめ監事の意見を聴取しています。

⑧ 監事への報告態勢

理事会や理事等により構成される会議体において、監事が出席し報告を受ける体制を整えています。また、主要な稟議書など業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供しています。

⑨ 監事監査の実効性を確保する態勢

代表理事と監事は、業務の運営や課題等についての定期的な意見交換を行っています。また、監事監査規程に基づく、監事監査の円滑な運営に努めています。

コンプライアンス（法令等遵守）態勢

金融機関は、その業務の公共性の高さから、法令や社会的規範を逸脱するような営業姿勢を厳に慎み、良識ある営業活動を行うことが強く求められています。

当会におきましては、当会の基本的使命と金融機関としての社会的責任の重みを常に認識し、公正かつ健全な業務運営を通じてこれらを果たしていくことで、利用者の皆様や地域社会から揺るぎない信頼を確保するため、コンプライアンス（法令等遵守）態勢の確立を経営上の最重要課題として取り組んでいます。

具体的には、理事長・全常務理事および全部署長で構成する経営企画会議を中心としたコンプライアンス態勢全般にかかわる企画・推進・進捗管理体制のもとで、責任者等の役割や連絡・報告ルート等の明確化を図り、各部署が連携して業務の健全性・適切性の一層の向上に努めています。

また、コンプライアンスを実現するための具体的な実践計画（コンプライアンス・プログラム）を毎年度理事会で審議・策定し、役職員が一丸となって継続的にその実現に向け取り組んでいます。

さらに、業務遂行に際して堅持すべき考え方や行動の指針を明文化した「コンプライアンスにかかる基本方針」や、役職員一人一人が高い倫理観と責任感をもって行動するための業務における心構え、各種法令等に照らして留意が必要な事項等を規定した「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、職場内研修等を通じて全役職員に周知・徹底を図っているほか、コンプライアンス意識の一層の向上を図るため、毎年役職員に対して外部講師によるコンプライアンスに関する研修を実施しています。

コンプライアンスにかかる基本方針

① 基本的使命と社会的責任

当会は、農業専門かつ協同組織の地域金融機関として、農業の健全な発展や地域経済・社会の繁栄への貢献を使命とするとともに、「JAバンクシステム」における都道府県域の指導機関として、県内信用秩序の維持に責任を負っています。

こうした基本的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じてそれらを果たしていくことで、社会からの一層のゆるぎない信頼を確立します。

② 質の高いサービスの提供

お客さま本位のサービス提供により、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や業務運営に脅威を与えるサイバー攻撃、自然災害等に備えたセキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保により質の高いサービスの提供を行い、経済社会の発展に貢献します。

③ 法令等の厳格な遵守

関連する法令等を厳格に遵守するとともに、社会からの要請に適應し、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。

④ 反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面しているなか、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努めます。

⑤ 透明性の高い組織風土の構築

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図り、良好な関係維持に努めつつ、職員の個性を尊重し、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保するなど、透明性の高い組織風土を構築します。

⑥ 持続可能な社会への貢献

社会の一員として、地域社会等と連携し、すべての人々の人権を尊重しつつ環境問題等の社会的課題への対応に努め、持続可能な社会の実現に貢献します。

利用者保護等の管理

当会は、利用者の皆様（利用者になろうとする方を含み、以下も同様とします。）の正当な利益の保護と利便の確保をするため、以下の方針を遵守しています。また、利用者の皆様の保護と利便の向上に向けた継続的な取り組みを行っています。

利用者保護等管理方針

- ① 利用者に対する取引（「資金の貸付、貯金および定期積金の受入れ、その他当会と利用者との取引」をいい、以下も同様とします。）または金融商品の説明（金融円滑化の観点からの説明を含みます。）および情報提供を適切かつ十分に行います。
- ② 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（金融円滑化の観点からの対応を含みます。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。

- ③ 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏えいおよび不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
- ④ 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
- ⑤ 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応

当会では、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用(以下「マネー・ローンダリング等」といいます。)の防止および反社会的勢力等の排除に向けて取り組むため、これらに関する基本姿勢を示す「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」を制定するとともに、マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本事項を定める「マネー・ローンダリング等への対応規程」、「反社会的勢力等への対応規程」、具体的な対応方法を定

める「反社会的勢力等への対応手続規程」を制定し、もってマネー・ローンダリング等の防止、不当要求等による被害の防止および当会の信頼性・経営の健全性の維持に努めています。

また、昨今の国際情勢を踏まえ、マネー・ローンダリング等防止対策の重要性はこれまでになく高まっており、当会では、マネー・ローンダリング等防止対策を重要な経営課題の一つとして位置付け、上記の規程等に基づき、適切に対策を講じています。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当会は、事業の遂行に当たり、マネー・ローンダリング等の防止に取り組むとともに、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨みます。

また、お客さまに組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

① 管理態勢等

当会は、マネー・ローンダリング等の防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、経営陣が管理態勢の確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等の防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

② マネー・ローンダリング等の防止

当会は、実効的なマネー・ローンダリング等の防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯

罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

③ 反社会的勢力との決別

当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

④ 職員の安全確保

当会は、マネー・ローンダリング等の防止および反社会的勢力に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

⑤ 外部専門機関との連携

当会は、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力に対応します。

情報資産の保護・管理

当会は、お客さまとの取引等において顧客情報を入手する立場にあり、当会自らも経営戦略上の機密情報をはじめ様々な情報を保有し、業務上の利用を行っており、すべての役職員は、それらの情報に対し保護・管理の責務を負っています。

また、当会の情報システムは、高い公共性を有しており安全性と情報の機密保持が要求されています。このため、安全性・信頼性を確保した開発・運

用を図ることが重要となっています。

このような状況から、情報資産（情報および情報システム）の適切な保護・管理・利用は、当会にとって極めて重要な経営課題であると認識し、情報資産にかかわる「セキュリティポリシー」を制定し、情報資産の保護・管理にかかわる基本的な考え方を明らかにしています。

セキュリティポリシー

① 情報セキュリティ管理の基本的な枠組み

自然災害（地震、災害、風水害等）、システムリスク（システムの停止、誤作動、不正アクセス等）、人的リスク（不正行為、誤操作等）等に対し、次の観点から当会の情報資産を保護・管理します。

- ① 機密性
認可された者だけが情報にアクセスします。
- ② 完全性
情報および処理方法の正確さおよび完全である状態を安全に守ります。
- ③ 可用性
認可された者が、必要時に情報および情報システムを適切に利用します。

② 情報管理の基本原則

情報は、情報の重要性に応じて適切な保護・管理を行うこととし、重要な情報は、業務上知る必要のある人に情報の提供を限定する等、適切に保護・管理します。

また、特に重要な情報である顧客情報については、外部への流出、漏洩等が発生しないように厳格に管理します。

③ 情報セキュリティの管理体制

- ① 情報セキュリティにかかわる検討・審議機関は、経営企画会議とします。また、各部署にお

いて情報セキュリティの確保・向上等を図る担当者は、コンプライアンス責任者とします。

- ② 情報資産にかかわる業務を外部の業者に委託する場合は、機密保護等のための安全対策を盛り込んだ契約を締結します。
- ③ 役職員および派遣社員等に対して、情報セキュリティにかかわる適切な教育・指導を行います。
- ④ 情報セキュリティにかかわる事故が発生した場合は、所定の手続により速やかに報告するとともに迅速な復旧を行い、影響の範囲が広まらないような対応を行います。事故の確認と調査後、必要に応じて事務手続の見直しや再発防止策を講じます。

④ 物理環境セキュリティ

重要な情報資産を取り扱う施設や設備は、不正侵入や盗難、破壊、災害等から防御するための手続を定め、これに従って厳重に管理します。

また、防犯・防災のための組織および設備を整備します。

⑤ システム関連セキュリティ

- ① コンピュータおよびネットワークの適切かつ効率的で安全な運行のための運用手順および障害時における手順を設定します。
また、システム運用時における不正使用等を

防止するため、職責を分離し相互牽制を働かせるとともに、外部のネットワークと接続する場合は、セキュリティ管理上必要な安全対策を講じます。

- ② 情報システムへは、許可された者だけがアクセスできるよう必要な措置を講じます。
- ③ システム開発においては、安全性・信頼性を確保するための設計基準等を設定し、システム開発に利用するプログラムやデータは、破壊等を防止するため厳重に管理します。

また、システム開発後において、製造物の評価・検証を行い、開発および変更を行ったプログラムを本番運用システムに反映させる場合の承認手続を設定するとともに、データの安全で円滑な運用管理を確保するための管理手順を設定します。

加えて、外部ソフトウェアパッケージを導入

する場合は、必要なセキュリティ機能が組み込まれていることを確認します。

⑥ 法令等の遵守

- ① 役職員および派遣社員等は、情報セキュリティに関連する法令等を遵守します。
- ② 情報は、適法かつ適正な方法により取得し、その情報の利用目的の範囲内において利用します。
- ③ 情報システムにかかわる施設・設備は、承認された者だけが業務目的でのみ利用します。
- ④ 情報セキュリティに関する違反については、罰則を課すことがあります。

個人情報の保護

当会では、個人情報保護に的確に対応するため、個人情報保護にかかわる管理・組織体制を整備するとともに、個人情報保護にかかわる考え方および個人情報の取扱いを示す「個人情報保護方針」、個人情報の取扱いの基本事項を定める「個人情報取扱規程」、個人情報の取扱いの具体的事項を定める「個人情報取扱手続規程」を制定し、個人情報保護に関する法律・関係法令等を遵守することで、利用者の皆様の個人情報の適切な保護と利用に努めています。

また、特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいいます。）については、特定個人情報の取扱いの基本事項を定める「特定個人情報取扱規程」、特定個人情報の取扱いの具体的事項を定める「特定個人情報取扱手続規程」を制定し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等を遵守することで、利用者の皆様の特定個人情報の適正な取扱いと厳格な保護措置に努めています。

個人情報保護方針

当会は、利用者の個人情報および個人番号等（以下「個人情報等」といいます。）を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

① 関係法令等の遵守

当会は、利用者の個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」といいます。）および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護方針に定めた事項および当会の諸規程を誠実に遵守します。

② 利用目的

当会は、利用者の個人情報等の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等を取得するに当たっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取り扱います。

なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。

また、当会は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法による個人情報の利用はいたしません。

当会の個人情報等の利用目的は、当会の事務集中部に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。

③ 適正な取得

当会は、個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。

④ 安全管理措置

当会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、役職員および委託先（再委託先等を含みます。）を適正に監督します。

⑤ 第三者への提供

当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者（外国にある第三者を含みます。）に提供いたしません。

なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。

⑥ 機微（センシティブ）情報の取扱い

当会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます。）につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

⑦ 仮名加工情報の取扱い

当会は、仮名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

⑧ 匿名加工情報の取扱い

当会は、匿名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

⑨ 開示、訂正等・利用停止等

当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等および利用停止等なら

びに第三者提供の停止のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

また、第三者提供記録につきましても、ご本人からの開示のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

⑩ 継続的な改善

当会は、取り扱う個人情報等の保護のための取組みを継続的に見直し、その改善に努めます。

⑪ 苦情・ご意見・ご要望のお申し出

当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応します。

当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、次の窓口までお申し出ください。

〒460-0003

愛知県名古屋市中区錦三丁目3番8号

愛知県信用農業協同組合連合会 リスク統括部

TEL 052-951-4108

金融商品の勧誘

当会では、お客さまに的確に対応するため、金融商品販売にかかわる勧誘の基本姿勢を示した「金融商品の勧誘方針」を制定し、お客さまに対する的確な商品内容の説明や適正な勧誘など、金融機関に求められる義務の周知・徹底を図っています。

金融商品の勧誘方針

当会は、貯金・定期積金、その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、会員・利用者の皆様に対して適正な勧誘を行います。

- ① 会員・利用者の皆様の商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- ② 会員・利用者の皆様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- ③ 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、会員・利用者の皆様の誤解を招くような説明は行いません。
- ④ 電話や訪問による勧誘は、会員・利用者の皆様のご都合に合わせて行うよう努めます。
- ⑤ 会員・利用者の皆様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- ⑥ 販売・勧誘に関する会員・利用者の皆様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

苦情処理措置および紛争解決措置への対応

当会では、利用者の皆様からの相談・苦情等に迅速かつ的確に対応するため、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・リーフレットで公表するとともに、「ＪＡバンク相談所」とも連携し、以下の受付窓口を設けて利用者の皆様の声を誠実に受け止め、その円滑な解決を図ることに努めています。

① 苦情処理措置の内容

当会とのお取引に関して、お気づきの点、ご不満な点を次の窓口でお伺いすることとしています。

ＪＡ愛知信連 リスク統括部 受付窓口	
電話番号	052-951-4108
受付時間	午前９時～午後５時 (金融機関の休業日を除く)

当会にお申し出いただいても、ご納得いただけない場合は、次の「ＪＡバンク相談所」までお申し出いただくこととしています。

「ＪＡバンク相談所」は、一般社団法人ＪＡバンク・ＪＦマリンバンク相談所が設置・運営しており、公平・中立な立場で皆様のお申し出を伺い、当会に対して迅速な解決を求める体制としています。

ＪＡバンク相談所	
電話番号	03-6837-1359
受付時間	午前９時～午後５時 (金融機関の休業日を除く)

② 紛争解決措置の内容

解決が見つからない場合は、愛知県弁護士会の運営する次の紛争解決センターをご利用いただくこととしています。

上記①の当会窓口または「ＪＡバンク相談所」にお申し出いただくか、紛争解決センターに直接お申し立ていただくことも可能としています。

愛知県弁護士会紛争解決センター	
電話番号	本会 052-203-1777
	西三河支部 0564-54-9449
受付時間	午前10時～午後4時 (土・日・祝日・年末年始を除く)

愛知県弁護士会以外の他の機関に紛争解決をお申し出いただくことも可能としています。

リスク管理態勢

金融・経済のグローバル化、情報技術の革新、新たな金融手法の登場などにより、金融機関が抱えるリスクは、一層、多様化・複雑化してきています。こうした状況の中、金融機関が経営の健全性と信頼性を確保するためには、これまで以上にリスク管理態勢の強化を図っていくことが重要となっています。

当会においては、リスク管理を経営上の最重要課題の一つと位置付け、リスク管理の基本となるリスク管理方針とともに、当会の財務運営上の使命を果

たすこととの意思表示となるリスクアペタイト・ステートメントを定め、リスク管理にかかわる各種規程に基づく経済資本管理体制構築のもと、リスク管理態勢の強化に努めています。

リスク管理態勢の強化においては、当会の経営戦略、保有するリスクの状況などを踏まえ、リスクカルチャーの醸成を図りつつ、今後とも、管理体制の見直しや管理内容の高度化を図るなど、継続的な取り組みを実践してまいります。

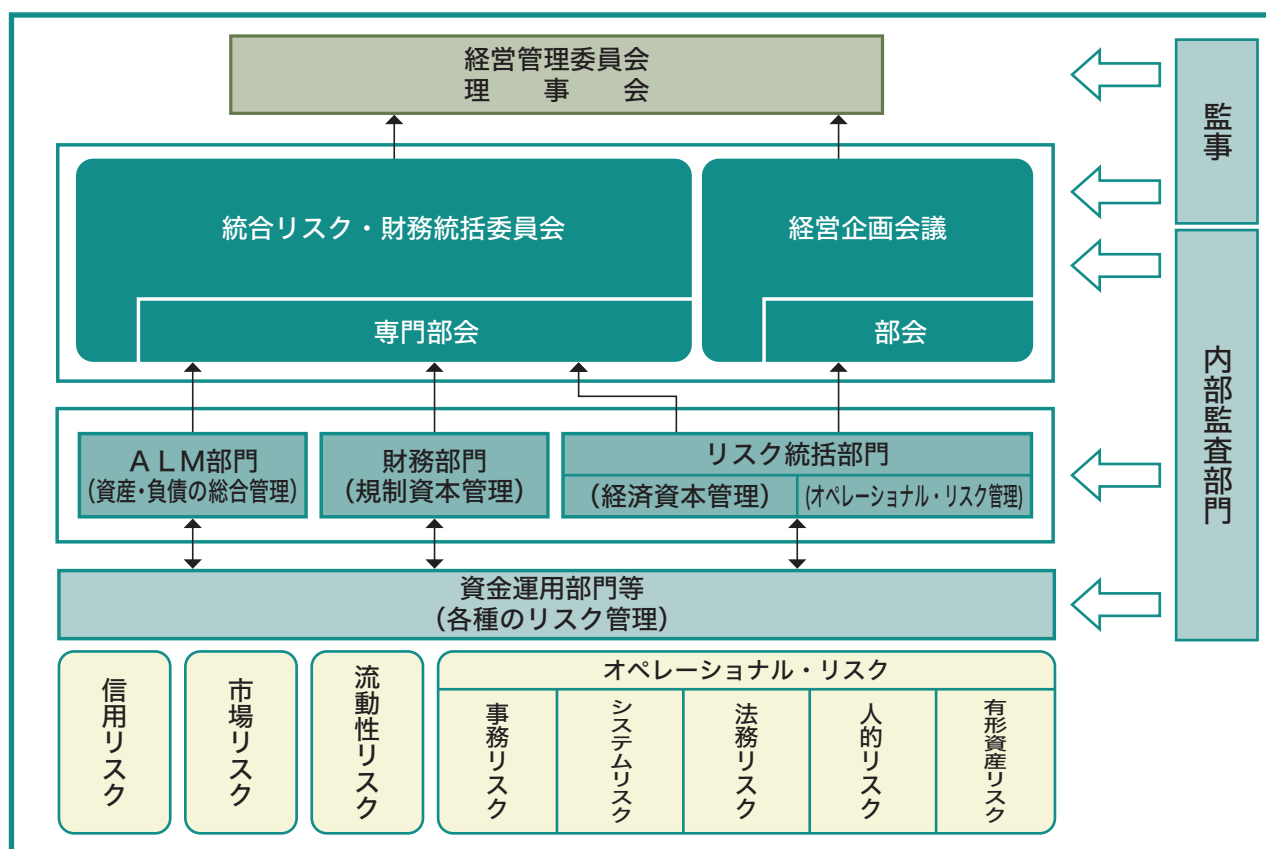
管理対象とするリスクの種類

管理対象とするリスクの種類およびその内容は、次のとおりです。

種 類		内 容
信 用 リ ス ク		信用供与先の財務状況の悪化等により、当会の資産（オフバランスを含む。）の価値が減少または消失し、損失を被るリスク
市 場 リ ス ク		金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債（オフバランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスクおよび資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスク
流 動 性 リ ス ク		- 運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク） - 市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）
オペレーショナル・リスク	事 務 リ ス ク	役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、損失を被るリスク
	シ ス テ ム リ ス ク	コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスクおよびコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスク
	法 務 リ ス ク	利用者に対する過失による義務違反および不適切なビジネス・マーケット慣行から生じる損失・損害（監督上の措置ならびに和解等により生じる罰金、違約金および損害賠償金等を含む。）などにより、損失を被るリスク
	人 的 リ ス ク	労働安全衛生上の問題（健康被害・過労死）・人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）・差別的行為（セクシャルハラスメント等）から生じる損失・損害などにより、損失を被るリスク
	有 形 資 産 リ ス ク	災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害などにより、損失を被るリスク

リスク管理体制

当会のリスク管理体制は、次のとおりです。



当会においては、理事長・全常務理事および全部署長を構成者とする経営企画会議を設置し、会全体の業務運営にかかわる重要な事項の総合的な検討を行っており、オペレーショナル・リスクおよび危機管理等にかかわる事項についても、本会議の中で検討しています。

また、収益や各種リスクの状況等を経営全体として総合的に把握し、財務等にかかわる意思決定等を迅速に業務執行に結びつけるための機関として、理事長・全常務理事および関係部署長を構成者とする統合リスク・財務統括委員会を設置し、リスクアパタイト・フレームワークの運営にかかわる事項、リスク管理および財務戦略にかかわる事項などについて検討しています。

経済資本管理体制

経済資本管理は、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクを管理対象として、これらのリスクを定量的に計量し、当会の自己資本を基にリスク種類や運用部署に対して配賦する経済資本配賦額の範囲内にリスク量を収めることにより、リスクが経営体力を超えないよう管理を行っています。

経済資本配賦額の設定に当たっては、リスク統括部は、当会の財務計画のリスクシミュレーションお

よびストレス・テストを実施し、当該計画が当会の経営体力に見合うリスクテイクとなっていることを検証したうえで、当該計画を踏まえて経済資本配賦額を検討し、統合リスク・財務統括委員会で協議のうえ、理事会の承認を得て設定しています。

また、リスク統括部は、設定した経済資本配賦額に対するリスク量の使用状況をモニタリングしています。

各種リスクの管理体制および監査体制

各種リスクの管理体制および監査体制の概要は、次のとおりです。

① 信用リスク管理体制

食農法人営業部および資金証券部が与信にかかわる第一次審査を実施したうえで、食農法人営業部および資金証券部から独立して設置したリスク統括部（審査担当）が与信にかかわる第二次審査を実施する二審制を確立し、これにより、審査にかかわる相互けん制機能を確保しています。また

与信判断をより客観的に行うため、信用格付を設定するなど厳格な審査を行うとともに、貸出資産等の健全化にも努めています。

さらに、融資等の与信限度額を設定し、これに基づきリスク統括部（審査担当）が運用状況を定期的にモニタリングしています。

② 市場リスク管理体制

市場取引における相互けん制機能を確保するため、フロント・オフィス（資金証券部）から独立したミドル・オフィス（リスク統括部）およびバック・オフィス（事務集中部）を設置しています。

また、経済資本管理において配賦する経済資本額の範囲内で、健全なポートフォリオを構築する

ため、ポートフォリオ状況のモニタリング、短期売買による機会利益確保を目的とした取引についての限度額管理を行うほか、商品ごとの特性に合わせたリスク管理が必要な投融資商品およびファンドについては、個別にデューデリジェンスとモニタリングの態勢を確立しています。

③ 流動性リスク管理体制

当会の資金繰りに重大な影響を及ぼす事態が発生した場合または発生するおそれがある場合において、事態の速やかな把握および適切な資金繰り管理を行うため、リスク統括部が資金繰り逼迫度

区分に基づく管理等を行っています。また、当会の保有資産の取引きに支障を来すことがないように、資金証券部が市場流動性低下を早期に察知するためのモニタリングを行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理体制

業務遂行に伴い発生するリスクの顕在化を未然に防止するため、自己検査の実施等のリスク特性に応じた予防的措置を講じることにより、オペレーショナル・リスクの顕在化の未然防止に取り

組んでいます。これらオペレーショナル・リスクにかかわる事項については、経営企画会議で検討し、事故等の防止に万全を期しています。

⑤ 監査体制

当会では、農協法で設置を義務付けられた監事および会計監査人のほかに、業務執行部門から独立した部署として監査部を設置しており、それぞれが役割に応じた監査を実施し、連携を図ることにより、経営の健全性の確保および業務運営の効率性の維持・向上に努めています。

監事による監査は、経営管理委員および理事の職務の執行を対象として定期・随時に実施しています。

また、内部監査については、理事会で承認された内部監査計画に基づき、各部門の業務の遂行状況を適切性と有効性の観点から評価・検証し、必要に応じて改善・合理化への提言を実施しています。

なお、それぞれの監査の実施結果については、理事会および経営管理委員会に報告するとともに、改善が必要な事項等については、内部監査において定期的にフォローアップを行っています。

災害時の業務継続に向けた取組み

災害時の業務継続に向けた取組みは、次のとおりです。

① 南海トラフ地震等の発生に備えた災害対策

愛知県においては、その全域が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、震度6弱以上の地震や津波による被害が想定されることから、その地域内にある金融機関については、防災体制の充実・強化が求められています。

当会は、公共的な使命を担う金融機関として、こうした大規模な地震などの自然災害の発

生およびこれに伴う二次災害等の発生に備え、万全な対応が図れるよう災害時における組織・情報連絡体制、役職員等の行動基準等を整備するとともに、全役職員等への周知徹底や実効性確保に向けた災害対策訓練の実施、非常時通信施設の整備、必要物資の確保などの事前準備に取り組んでいます。

災害時における当会の基本方針

- ① 来店客・役職員および外部委託社員等の生命の安全を確保します
- ② 事前対応に万全を期し、災害による被害を最小限にとどめます
- ③ 被災後、迅速・的確な初期対応を取るとともに、二次災害の防止に努めます
- ④ 一刻も早い復旧を目指します

② システム障害連絡訓練

当会は、万一のシステム障害の発生に備え、農林中央金庫、当会、J A 合同のシステム障害連絡訓練を実施しており、令和7年度は10月に実施しました。

この訓練は、重大な障害発生時の体制に万全を期するため、農林中央金庫と連携し、①当会内における情報連絡体制・対応事項の確認、②農林中央金庫、当会、J A 間における情報連絡体制・対応事項の確認を目的としています。